

伊丹市立北中学校大規模改造（第2期）工事の請負契約  
を締結することについて

伊丹市立北中学校大規模改造（第2期）工事施工のため、別記のとおり請負契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月23日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

## 記

### 1 工事の名称及び位置

名称 令和8年度伊丹市立北中学校大規模改造（第2期）工事

位置 伊丹市清水4丁目3番1号

### 2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約

### 3 契約金額

金414,700,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金37,700,000円）

### 4 契約の相手方

住所 伊丹市北本町1丁目164番地

名称 株式会社金山組

代表者 代表取締役 金山 一

(参 考)

工事の概要

1 工事範囲

(1) 中校舎棟，渡り廊下棟及び倉庫の大規模改造工事

ア 内部改修工事

床・壁・天井の改修

イ 外壁改修工事

ウ 屋上防水改修工事

(2) 上記に伴う電気設備工事及び機械設備工事

2 工期

契約締結の日から令和9年10月29日まで